

八、 船主の組織

本選米の概し了後、船主組合の直にの組織の結果、昭和十一年の
 船主の組織
 1、 船主組合の設立の目的は、船主の利益の保護と、船主の
 2、 船主組合の組織は、船主の代表者を選出し、その代表者
 3、 船主組合の活動は、船主の利益の保護と、船主の
 4、 船主組合の組織は、船主の代表者を選出し、その代表者
 5、 船主組合の活動は、船主の利益の保護と、船主の

船主組合福岡出張所

財団法人 協同會福岡出張所

組合定期總會に於て何分善處することとして、それ迄本年二月
 の協定率に依ることとし、同日夜深更に至り、双方會見接衝した
 るも、議合はず遂に交渉決裂したので、船頭組合にては、門司港
 若松港等に繋船中の組合船に指令を發し、十二月八日午前六
 時より一齊停船罷業を開始したのである。

- 1、 本年二月協定賃率の勵行
- 2、 不拂運賃の即時支拂
- 3、 大正十五年の協定率への復歸（一割七分の値上）は絶對
拒絶すること

の數項を決定し、事務所を當分門司市棧橋通群芳閣に置き、交渉
 委員七名を選定したのである。
 一方船頭組合側にも、争議本部を舊門司三丁目組合事務所